

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和8年1月20日（火） 18:00～18:05

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局部長（共済担当）、給与課長、給与課係長2名、厚生課係長

水道局経営企画課課長、経営企画課係長

交通局経営企画課課長、経営企画課係長

教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長、他2名

（組合） 市労連書記長、書記次長3名、他11名

4. 議 題：地域貢献住宅の設置についての提案

会計年度任用職員の休暇制度の改正についての提案

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、「地域貢献住宅の設置」及び「休暇制度の改正」について、ご提案させていただきたいたいと考えております。

それでは、お配りしております「地域貢献住宅の設置について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、少子高齢化や担い手不足など、課題を抱えている地域の活性化施策の一環として、地域活動への参加を希望する職員向けに地域貢献住宅を設置いたします。

「2. 地域貢献住宅の内容」でございますが、「(1) 物件の概要」につきまして、場所は神戸電鉄西鈴蘭台駅周辺で4戸程度といたします。使用料につきましては、中央待機宿舎及び新長田待機宿舎と同様の算出方法に基づく額とし、使用期限につきましては3年間といたします。また、駐車場の借上げに係る手続きや費用負担は入居者が実施するものといたします。

「(2) 入居資格」でございますが、単身の正規職員かつ指定する地域活動に参加できる者といたします。指定する地域活動は、北区藍那小学校区での地域活動を想定しており、年間12件程度の活動を指定する予定でございます。なお、応募者多数の場合は、抽選により入居者を決定いたします。

「(3) 地域活動における服務等の取り扱い」でございますが、地域活動への参加については職務外として取り扱うこととし、時間外勤務手当や旅費の支給及び公務災害の対象外といたします。なお、地域活動への参加中に事故等があった場合には、「神戸市市民活動補償制度」の補償対象といたします。

「3. 実施時期」でございますが、令和8年4月1日から入居開始の予定でございます。

以上でございます。

続きまして、「休暇制度の改正について（案）」をご覧ください。

「1. 改正内容」でございますが、会計年度任用職員の休暇制度のうち、育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更するものです。
なお、各休暇制度につきまして、その他の制度内容に変更はございません。

「2. 実施時期」につきましては、令和8年4月1日といたします。

以上でございます。

続きまして、交渉事項ではございませんが、「職務専念義務の免除の取扱い変更について」をご説明させていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

「1. 変更内容」でございますが、会計年度任用職員に対して職務専念義務の免除が認められる事由のうち、骨髓バンクへの登録や提供に伴い必要な検査、入院等のため必要と認められる場合について、現行の無給の取り扱いから有給に変更するものです。

「2. 実施時期」につきましては、令和8年4月1日といたします。

ご説明は以上でございます。

(組合) 提案内容につきまして持ち帰り協議させていただきます。